○厚生労働省告示第一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表中社会保険・社会福祉・介護事業の項対象業務の欄中「要介護度」を「要介護」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に、「障害児程度区分」を「障害児支援区分」に改め、医療機器賃貸業の項中「賃貸」を「貸与」に改め、同表中医療機器製造業の項の次に次のように加える。

再生医療等製品販売業	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配送の業務
再生医療等製品製造業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務

表中新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業の項を次のように改める。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業	独立行政法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除くものにおいて公務員と同様の事務を行う事業	国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人において新型インフルエンザ等対策の実施に係る事務と一体となって行われる公務員と同様の事務を行う事業
	公務員と同様の事務の業務	

○厚生労働省告示第二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成二十五年厚生労働省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程

第一条中「医療の提供の業務を行う事業者の」を削る。

第二条第一項及び第三項中「業務」の下に「又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を加える。

第三条第一項中「事項」の下に「（事業の種類（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。以下「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）が法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供を行う事業若しくは重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供を行う事業に該当する事業者（以下この項及び次条第三項において「医療の提供の業務を行う事業者」という。）又は社会保険・社会福祉・介護事業に該当する事業者にあっては、第七号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第四号中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。次号において「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）」を削り、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号中「所在地」の下に「（医療の提供の業務を行う事業者以外の事業者において、当該医療機関が未定の場合にあっては、当該医療機関の確保方法）」を加え、同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　産業医（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医をいう。）を選任していること

第四条第一項中「事項」の下に「（同項第六号に掲げる事項については、当該事項のうち登録に係るもの。）」を加え、同条第二項中「その旨」の下に「及び前条第一項第六号に掲げる事項のうち登録に係るもの」を加え、同条第三項中「事項」の下に「（医療の提供の業務を行う事業者にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　対象業務の従事者数のうち登録に係るもの

第四条に次の一項を加える。

4　登録を受けた事業者は、前条第一項第九号に規定する医療機関が未定の場合においては、速やかにこれを確保しなければならない。

第六条第一項中「を除く。）」の下に「又は第四条第四項の規定により医療機関を確保した場合」を加え、同条第二項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

○農林水産省告示第一号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号に規定する豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四四五円
安定上位価格	六〇〇円

㈡　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四一五円
安定上位価格	五六〇円

二　規則第三条第二項第一号に規定する牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	八九〇円
安定上位価格	一、一五五円